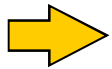


過積載半減へ 取り締まりを強化

過積載防止対策要領

過積載とは

土砂等の積載量が自動車車検証に記載されている最大積載量を超えている場合を過積載とする。

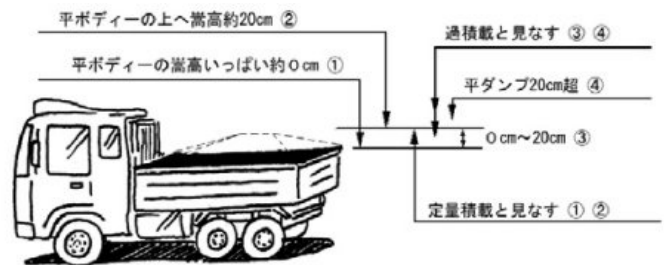


土砂等をダンプトラック等に積込む場合には、荷台枠の高さを超えて積込んではいけません。

ただし、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻及びアスファルト切削殻は殻の大きさ及び空隙等を考慮し、最大積載量の範囲内で荷台枠の上端から20cmまで積載できるものとする。

①土砂及び碎石、アスファルト合材などの建設資材は均した状態で平ボディの嵩高まで

②アスファルト、コンクリートがら及びアスファルト切削がらは、平ボディの嵩高+20cm まで



違反した場合の罰則は

⇒ 白ナンバー：個人の過失により、運転手本人に罰金

⇒ 緑ナンバー：会社での営利目的の運行なので、運行管理者及び会社処罰



● 違反点数及び反則金(道路交通法)						
▼ 乗務員への罰則	過積載の程度	大型車		普通車		
	10割以上	※6点	※罰則適用	3点	3万5千円	・車輛の停止と積載物の重量の測定等 ・過積載車輛に係る処置命令及び通行指示 従わない場合は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
	5~10割未満	3点	4万円	2点	3万円	
	5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円	
※6点は免許停止処分、罰則は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金						

● 「過積載関係」行政処分等の基準(貨物自動車運送事業法)					
▼ 事業者への罰則	違反行為	処分等の基準(車輛の使用停止)			
	過積載による運送の引き受け	初回	2回目	3回目	4回目
	過積載の程度が5割未満のもの	10日×違反車輛数	30日×違反車輛数	80日×違反車輛数	200日×違反車輛数
	過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日×違反車輛数	50日×違反車輛数	130日×違反車輛数	330日×違反車輛数
	過積載の程度が10割以上のもの	30日×違反車輛数	80日×違反車輛数	200日×違反車輛数	500日×違反車輛数
※過積載違反により、社会的影響の大きい事故を引き起こした場合等には、処分の加重が行われることがあります。					